

令和5年4月以降の感染症防止に関する 東京家政学院大学の基本方針について

東京家政学院大学

令和5年1月27日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルスの感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけることが決定されました。この変更に伴い、これまで講じてきた各種の感染防止対策・措置について見直しが行われます。このことを受けて、本学においても、令和5年4月1日付で本学の基本方針を以下のとおり変更いたします。

また、5類感染症となる令和5年5月8日付で東京家政学院大学活動制限指針を解除し、Covid-19に特化した一律の感染症対策を終了いたします。

東京家政学院大学の基本方針

1. 学生、教職員のみなさんに各自で注意していただきたいこと

- (1) 発熱等の風邪症状がみられる場合は、無理をせず外出を控え、他者との接触を避けてください。
- (2) 感染症の発症が認められた場合は、医師の指示に従って行動し、速やかに大学へご連絡ください。
- (3) マスクの着用は各自の判断といたします。（混雑した電車内や近接した会話など、飛沫による感染リスクが高い場合は、マスクの着用が有効です。）
- (4) せきやくしゃみをする際には、ハンカチやマスクなどを使って、口や鼻を押さえるよう心がけてください。
- (5) 手洗い、消毒等は、各自で心がけてください。
- (6) 不特定多数の人がいる場面は、人との間隔に留意してください。
- (7) 適度な運動（活動）と食事、睡眠を心がけてください。

2. 大学として対応すること

- (1) 活動制限を解除し、平時の運営に戻します（令和5年5月8日付）。
- (2) 消毒液の設置や換気タイムを継続します。
- (3) オンライン会議と対面による会議を併用します。
- (4) パーティションは、順次撤去いたします。

なお、感染状況が変化した場合は、対応の変更が生じる可能性がありますので、大学からの通知に留意してください。

以上